

第1回 障がい福祉などについて紹介します

障がい福祉について、2カ月に1回紹介していきます。
今回は、手帳の取得・各種サービス・各種割引等制度について、こういったものがあるかなどを紹介いたします。



福祉課 福祉係 ☎(232)4913

- 各種障がい福祉サービス一覧
 - 移動支援事業
 - 日中一時支援事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 自動車運転免許取得・改造助成事業
 - 住宅改修・改造助成事業
 - 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - 手話奉仕員養成事業
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 介護給付・訓練等給付
 - 障害児通所支援
- 各種助成一覧
 - 自立支援医療(育成医療)
 - 自立支援医療(更生医療)
 - 自立支援医療(精神通院医療)
 - 重度心身障害者医療費助成
 - 日常生活用具給付等事業
 - 補装具費
 - 聴覚障がい児補聴器購入助成
 - 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
- 各種手当一覧
 - 障害児福祉手当
 - 特別障害者手当
 - 特別児童扶養手当
 - 在宅重度心身障害者等介護者手当
- 相談支援等一覧
 - 地域活動支援センター事業
 - 相談支援事業
 - 身体・知的障がい者相談員

各種割引等制度

手帳を持っていると、各種割引等制度(割引条件があります)を受けられる場合があります。

申請内訳	問い合わせ
菊陽町役場で申請受付ができるもの	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・有料道路通行料金 ・NHK放送受信料 	選挙管理委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便などによる不在者投票 ・指定病院などにおける不在者投票 	
直接事業者へ申請するもの	
JR旅客運賃	各旅客鉄道(株)乗車券発売窓口
バス運賃	各バス会社乗車券発売窓口かバス乗務員
熊本電気鉄道(電車)運賃	熊本電気鉄道(株)運輸課
熊本市電の運賃	熊本市交通局電車課
鉄道(電車)運賃	南阿蘇鉄道(株)、肥薩おれんじ鉄道(株)、くま川鉄道(株)
タクシー運賃	(社)熊本県タクシー協会
航空旅客運賃	各航空会社 航空券発売窓口
郵便料	各郵便局
NTT西日本通信サービス	NTT西日本ふれあい案内担当
携帯電話料金	各ショップか各総合案内
県立施設の入園料など	利用する各県立施設
駐車禁止除外標章の交付	各警察署交通課、警察本部交通規制課
聴覚障がいがある人の警察への通報手段	警察本部通信指令課

身体障害者手帳



身体障害者手帳

身体障害者手帳は、目・耳・手足・内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある人に交付する手帳です。障がいの範囲は「視覚障がい」「聴覚障がい」「平衡機能障がい」「音声機能、言語機能障がい」「そしゃく機能の障がい」「肢体不自由」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全、肝臓の機能障がい」に分けられ、障がいの程度は、重いほうから順に1級から6級まで分けられています。

身体障害者手帳を持つことで、障害者総合支援法をはじめとした身体障がい者に関するいろいろなサービスを受けることができます。

○手帳の交付を受けるためには、次の書類を添えて、福祉課へ申請してください。

- ① 本人の顔写真
(4cm×3cm、脱帽の上半身)
- ② 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師の診断書

精神障害者保健福祉手帳



精神障害者保健福祉手帳

精神疾患がある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活が社会生活への制約がある人に対して交付を行っている福祉手帳です。障がいの等級は重いほうから1級から3級の3等級で、有効期間は2年間です。

申請書に添付された「医師の意見書」か「障害年金証書」により、熊本県精神保健福祉センターで等級の認定を行います。

○手帳の交付を受けるためには、次の書類を添えて、福祉課へ申請してください。

- ① 本人の顔写真
(4cm×3cm、脱帽の上半身、1年以内に撮影したもの)
- ② 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)か障害年金証書の写し、年金振込通知書(直近のもの)

療育手帳



知的障害者福祉手帳(療育手帳)

療育手帳は、知的障がいがある人に交付している福祉手帳です。知的障がいがある人に一貫した助言を行い、相談に応じるとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために利用されています。

障がい程度の判定は「知能・発達の程度」や「日常生活能力の程度」「介護度」によって総合的に判定します。

○手帳の交付を受けるためには、次の書類を添えて、福祉課へ申請してください。

- ・本人の顔写真
(4cm×3cm、脱帽の上半身)
- 障がい程度の判定について判定は、申請者と熊本県福祉総合相談所の職員が直接会って(面接)行います。



※各種手帳やサービスなどについて、詳しく知りたいときは、直接お問い合わせください。

※各種障がい福祉サービス一覧

※各種助成一覧

※各種手当一覧

※相談支援等一覧

※各種割引等制度は、各事業者(民間含む)が、社会貢献活動の取り組みなどとして行っているものです。各種割引等制度については、割引の条件や範囲がありますので、利用するときは、直接問い合わせ先までお尋ねください。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人へ

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人は、年に1度、所得状況届を提出していただく必要があります。

対象者には、8月上旬に案内をお送りします。提出期間は8月12日(月)から9月10日(火)までです。